

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成22年3月31日条例第71号)

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について、市税条例の改正を行いました。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

(改正事項)

1 個人市民税

○ **65歳未満の者に係る公的年金からの特別徴収制度の見直し**

公的年金からの特別徴収制度の対象とならない年齢65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。

2 固定資産税及び都市計画税

○ **阪神・淡路大震災により滅失、損壊した家屋の代替家屋の特例措置の廃止**

阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。

3 その他

その他必要な規定の整備を行う。

(施行期日)

平成22年4月1日